2018年(平成30年)1月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送に係る個 人情報を目的外に提供することについて(答申)

2017年(平成29年)12月22日付けで諮問(第901号)された傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送に係る個人情報を目的外に提供することについて,次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成29年10月31日付けで,横浜地方裁判所裁判所書記官から,民事訴訟法第226条の規定に基づき,南消防署警備一課が保有する救急活動報告書について文書送付嘱託がなされた。

民事訴訟法第226条の規定は,目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず,実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため,横浜地方裁判所裁判所書記官に救急活動報告書の情報を目的外提供することについて,条例第12条の規定に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 救急活動報告書を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

救急活動報告書及び傷病者詳細 - 1 (出場番号1357)に記載のうち, 医師の判断による事項(傷病程度,初診時傷病名)を除く。

なお,目的外に提供する個人情報における本人とは,搬送された者(死者) 及び救急要請者となる。

イ 目的外に提供する相手方

横浜地方裁判所第8民事部合議B係 裁判所書記官 上条 真太郎

- ウ 目的外提供の根拠規定 民事訴訟法第226条
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
 - (ア) 照会の法的位置づけ

裁判所が根拠とする民事訴訟法第226条は「書証の申出は,第219条の規定にかかわらず,文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。」としており,その嘱託に応じなければならない拘束力はない。

しかし,本件照会は,正当な請求権を有した横浜地方裁判所裁判所書記官によって行われるものであり,受け取った情報について守秘義務が課せられている。また,裁判の公正かつ迅速な対応のために提供するものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の文書送付嘱託の具体的な必要性について横浜地方裁判所裁判所書記官に問い合わせたところ,「事故の真相解明を目的として,老人ホームにおける事故の損害賠償請求で施設側の救急車を要請した通報内容や対応が知りたい。」との回答であった。

本件の目的外に提供する個人情報は,藤沢市救急業務規程の規定による「救急活動報告書」に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものである。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があると判断する。

なお、提供するに際しては、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則 第11条に定める「提供を受けるものが執る措置」を講じるよう求めるもの とする。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめ その旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件に係る目的外提供は,裁判のために行うものであり,照会者である横浜地方裁判所裁判所書記官に確認したところ,当該個人情報の帰属者である原告・被告それぞれに通知をしても当該裁判に支障を生じさせるものではないとのことだったので,本人通知を行うこととする。

なお,搬送された者は亡くなっているため,家族に通知する。

(4) 提出書類

- ア 民事訴訟法第226条に基づく文書送付嘱託書
- イ 救急活動報告書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は,次に述べる理由により,審議会の結論のとおりの判断をするものである。

本件照会は,正当な請求権を有した横浜地方裁判所裁判所書記官によって行われるものであり,本件照会の具体的必要性については,「事故の真相解明を目的として,老人ホームにおける事故の損害賠償請求で施設側の救急車を要請した通報内容や対応が知りたい。」とのことである。

また,実施機関では,本件の目的外に提供する個人情報は,藤沢市救急業務規程の規定による「救急活動報告書」に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものである,としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上